

国民年金を学ぼう

国民年金保険料の納付が困難な場合は申請が必要です

保険料の納付が困難な人には、免除（一般）、若年者納付猶予、学生納付特例の制度があります。

問い合わせ先

- ▽市民課国民年金係 ☎(36) 1128
- ▽大島行政センター ☎(72) 2211
- ▽東福岡年金事務所 ☎092(651)7129

①免除申請（一般）

国民年金保険料の納付が困難な人（20歳以上の学生を除く）で、本人や配偶者、世帯主それぞれの所得が一定額以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が免除されます。

これから申請して承認された人は、平成23年6月分まで免除されます。

②若年者納付猶予申請

国民年金保険料の納付が困難な20〜29歳の人（学生を除く）は、本人や配偶者を含む所得が一定額以下の場合、申請して承認されると、月々の保険料納付が猶予されます。

これから申請して承認された人は、平成23年6月分まで猶予されます。

保険料の納付猶予が承認されると、例えば、障がいや死亡など不慮の事態が生じた時に、その月の前々月以前の1年間に保険料の滞りがある」と障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この若年者納付猶予制度の承認を受けている期間は、滞納の扱いとはなりませんので万一の時にも安心です。



③学生納付特例申請

国民年金保険料の納付が困難な20歳以上の学生は、申請して承認されると、保険料納付が猶予されます。

これから申請して承認された人は、平成23年3月分まで猶予されます。

申請方法 次のものすべてを持参して、問い合わせ先の窓口で申請する

- ▽申請方法 次のものすべてを持参して、問い合わせ先の窓口で申請する
- ▽基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や保険料納付案内書）
- ▽印鑑（本人が申請する場合は不要）
- ▽学生証（コピー可）

保険料の免除は、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」から選択できます。申請後、承認されると保険料の一部を納めて、残りの保険料は免除になります。

免除の種類	受取年金額の割合
全額免除	半額
4分の3免除	8分の5
半額免除	4分の3
4分の1免除	8分の7

*免除された分の保険料を納付（追納）した場合は、受取年金額が満額に戻ります

高齢基礎年金を受けるための「資格期間」

保険料を納めた期間
全額免除を承認された期間
若年者納付猶予を承認された期間
学生納付特例を承認された期間
4分の1免除を承認後、4分の3の保険料を納めた期間
2分の1免除を承認後、2分の1の保険料を納めた期間
4分の3免除を承認後、4分の1の保険料を納めた期間

国民年金保険料の納付が困難な20歳以上の学生は、申請して承認されると、保険料納付が猶予されます。

これから申請して承認された人は、平成23年3月分まで猶予されます。

申請方法 次のものすべてを持参して、問い合わせ先の窓口で申請する

- ▽申請方法 次のものすべてを持参して、問い合わせ先の窓口で申請する
- ▽基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や保険料納付案内書）
- ▽印鑑（本人が申請する場合は不要）
- ▽学生証（コピー可）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日〜12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付を証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成22年1月1日〜同9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際は、必ずこの証明書（または領収証）を添付してください。

また、10月1日〜12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人には、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書を添付して、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の照会は、控除証明書のハガキに表示されている番号に問い合わせてください。

- 控除証明書専用ダイヤル ☎0570(070)117
- *電話受付は平成23年3月15日(火)まで
- *通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用できます。ただし、携帯電話の場合は、全額個人負担となります
- *IP電話などの人は、☎03(6700)1130に電話をかけてください。ただし、通話料金は全額個人負担となります

保険料の追納は10年以内

免除（一般）、若年者納付猶予、学生納付特例を承認された期間の保険料は、10年以内であれば納め直し（追納）ができます。満額の老齢基礎年金を受け取りたい場合は、10年以内に追納してください。

なお、3年度目以降は保険料に計算が付くため、余裕ができたから早めに追納しましょう。追納しなかった場合は、老齢基礎年金が減額されます。

追納の際は、問い合わせ先に連絡をお願いします。

海岸を散歩しながらごみ拾いをしてみませんか

■問い合わせ先 資源廃棄物課 ☎(36)1421

海岸線清掃活動をする「クリーンアップむなかた」の9月までの清掃状況を紹介します。

【9月】

- ▽参加人数=159人
- ▽収集量=195袋

【これまでの合計】

- ▽参加人数=7,139人
- ▽収集量=1万5,490袋

活動は毎週日曜日、午前9時から1時間

- *雨天中止

【集合場所】釣川河口両側海岸、鐘崎深浜海岸

1枚につき5名様まで利用OK

ボウリング 1ゲーム無料券

・貸靴代1足300円別途必要。
・本券1枚で最大5名様まで、ボウリング1ゲーム無料となります。
・お1人様1日1枚限り有効。
・他サービス・割引との併用はできません。

有効期限 H22年12月14日まで

団体予約

当日の予約でもOK!

上記期間中 10名様以上のご利用で、お1人様の打球ゲーム数が2ゲーム以上の予約団体様が対象となります。
※当日にご予約された方でも対象となります。

予約をして「ボウリングピンぬいぐるみ」をもらっちゃおう!!

☆ファミリーで安心して楽しめます☆

ガターにならないバンパーレーン全レーン設置

すべり台でボールが転がせませす

ボールシューター

2台設置(未就学児専用)

TEL 0940-36-6833

所在地 宗像市王丸徳丸772

営業時間 ボウリング 10:00-深夜2:00迄(土日祝前日は深夜4時まで営業) / バッティング 10:00-24:00迄(日・祝のみ9:00から営業)